

## I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側はB-3説の検討において、行為時に一般人が認識可能な事情及び行為者自身が認識していた事情を判断資料とすると主張しているが、行為者の認識を考慮すると、共犯の場合、共犯者各人で因果関係が肯定されたり否定されたりしてしまい、奇妙ではないか。たとえば、「AがBにVの殺人を教唆し、BがVを殺した事例において、AとBの間でVの健康状態について認識に差があるため、Aの教唆行為とVの死亡との間には因果関係を肯定できるが、Bの殺人行為とVの死亡との間には因果関係を肯定できないというようなことになって」<sup>1</sup>しまうが、よいのか。
- 10

以上

---

<sup>1</sup> 山口厚『刑法総論〔第3版〕』（有斐閣,2016年）59頁。